職種：製造管理　　職務：設備保全

【概要】

　工場の生産ラインに設置されている機械設備の故障や劣化を予防し、維持・保全を行う仕事。

【仕事の内容】

　　「設備保全」とは、日常点検、定期点検、パトロール点検による機械・設備の現状把握が主な作業である。範囲としては、保全計画の作成に始まり、機械の修理及び改良、機械履歴簿の作成、機械の点検、機械の異常時における対応措置、品質管理手法を用いた設備管理など、広範囲にわたる職務である。

【求められる経験・能力】

1. 学卒（新卒）採用により入職するケース、経験者（中途）採用により入職するケースなど、様々である。幅広い知識が求められる仕事であるため、中途採用の場合には、ものづくりの現場を経験していることが要求されることがある。
2. 製造管理の仕事は、顧客や製造部門など様々な関係者との連絡調整が日常的に求められることから、関係部門と協力して課題を達成するコミュニケーション能力や対人スキルが重要である。
3. また、製造の効率化を実現する観点から、コスト削減等に関する意識を持って日常業務に臨むことが不可欠となる。
4. 鋳造業や鋳造製品に対する興味や関心を持っていること、自身の技能レベル向上への意欲を持っていることなどが挙げられる。

【関連する資格・検定等】

* 技能検定〔厚生労働省　職業能力開発促進法〕

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業・鋳鋼鋳物鋳造作業・軽合金鋳物鋳造作業・銅合金鋳物鋳造作業）（特級・１級・２級）

油圧装置調整（特級）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）（1級・2級）

機械検査（特級）、機械検査（機械検査作業）（１級・２級・３級）

　・一般社団法人日本鋳造協会認定　鋳造カレッジ（鋳造技士）

・ビジネス・キャリア検定試験（生産管理プランニング１級～３級、生産管理オペレーション１級～３級）〔中央職業能力開発協会〕

* 労働安全衛生資格（作業主任者、免許等）、消防法の危険物取扱資格
* 特別教育を必要とする危険有害業務（労働安全衛生法59条3項、労働安全衛生規則36条）

・第三種電気主任技術者　など

【厚生労働省編職業分類（小分類）との対応】

６０１　一般機械器具修理工　　６０２　電気機械器具修理工　など